

Gard Alert

米国の対イラン二次的制裁再開

こちらは、英文記事「[Reimposition of US secondary Iran sanctions](#)」（2018年5月11日付）の和訳です。

米国は JCPOA からの離脱に続き、一定の猶予期間の後、非米国人に適用される二次的制裁を含めたイランへの核関連制裁措置を再開します。



2018年5月8日、トランプ大統領は、米国の包括的共同行動計画（JCPOA）への参加を停止するとの決定を発表しました。

米国は、JCPOA に基づく制裁解除を実現するために停止していた米国の核関連制裁を、90日と180日の猶予期間の後に再開します。

90日と180日の猶予期間が終了すると、適用対象の制裁がすべて発効します。JCPOA に基づく制裁解除の背景については、[Member Circular 12/2015](#) を参照してください。

再開が見込まれる米国の二次的制裁、つまり非米国人に適用される米国の制裁は、主に以下のような内容です。

- 以下を含むイランのエネルギー、港湾、海運、造船業界との取引の制限。
 - イランのエネルギー業界への商品、サービス、技術、サポートの提供を含む投資。
 - イランからの石油、石油化学製品の購入、販売または輸送。
 - イランの港湾、海運および造船業界との取引。
- グラファイト、金属原料・半製品、産業プロセス統合用ソフトウェアの取引の規制（猶予期間90日）。
- イランの自動車業界との取引の制限（猶予期間90日）。
- SDN リストへの個人および法人の再掲載（JCPOA に沿って数百の個人や法人がこの特定業者リストから除外されていました）。
- 保険契約の引受、付保、再保険の制限。
- 米国が所有または支配する外国法人がイラン関連の特定の活動に従事することを認める一般許可 H の撤回。

OFAC は、[制裁再開に関する FAQ（英文）](#) を発行しました。

制裁再開の意味と推奨事項

当面は、非米国人にとって現在の制裁に関する立場が急に変化することではなく、米国当局は外国人がイラン関連の活動を徐々に縮小することを認めるものと思われます。しかし、2018年8月6日か11月4日（活動内容によります）に猶予期間が終了すると、米国の制裁の域外適用が再開され、イランとの海上貿易やそのような取引の保険にも相当な影響が波及すると予想されます。この決定により見込まれる影響は、他のJCPOA参加国の立場が明確になるまで十分に評価することはできません。他の参加国は、最近、JCPOAを支持し続けることを再確認し、OFACもこの決定に基づき予定される「猶予」期間の運用について明確にしました。

このような状況を踏まえ、現在イランとの貿易に関わっているか検討しているメンバーの皆さまは、この状況に対処する最適な方法について外部の法律専門家から助言を受けることをおすすめします。さらに、メンバーが関与するすべての活動が、適用される制裁に完全に従っていることを検証するため、既存の契約や新規契約の可能性について精査することをおすすめします。

さらに詳しい情報や制裁関連のご質問については、GardのSanctions Consultancy Group (_Consultancy_Group_Sanctions@gard.no) もしくはガードジャパン (gardjapan@gard.no) までお問い合わせください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。